

俺の敵はだいた俺です

発行部数：4500部 / 日刊(月曜日・祝日休刊)

発行：読売センターめじろ台 よみこ編集部 代表責任者：一本杉裕史 〒193-0942東京都八王子市梶田町586-3 電話(042)668-8030 yomikko99@gmail.com https://yomicco.wixsite.com/website

コラム「終活のすすめ」

相続の基礎知識

遺留分について

遺言書があるのにお金を渡さないといけないの？

こんにちは。行政書士の清水栄です。八王子で遺言、相続、成年後見などをメインに活動しております。今回は「遺留分のおはなし」です。遺留分……聞いたことがありませんか？Aさん、Bさんの例で説明します。



行政書士 清水栄さん
月3回無料相談会開催中
予約はお電話かHPにて
042-657-5016
090-3875-3484
http://sakaekt.com

Aさんの例 遺産のすべてを後妻が相続した時、ひとり息子は？
Aさんには再婚した妻と成人した一人息子がいました。再婚

した妻になるべくお金を残してあげたいと「土地建物預貯金など1億円の資産の全てを妻に」という公正証書遺言を書きました。

Bさんの例 兄には家や留学の費用も出したが弟には何もしなかった。Bさんには二人の息子がいます。兄は大学の費用、留学の費用、家の新築費用は全てBさんが出し、その合計は5000万円です。弟は自宅におり、すぐ働き始めたので金銭の援助は受けていませんでした。Bさんが遺言書でこのことを記載し、不動産預貯金などの遺産の5000万円は全て弟に残すと遺言書を書きました。

納得したからでした。このように遺留分減殺請求は請求しなくてもよいのです。

遺留分とは

遺留分とは、一定の相続人に対して、遺言によっても奪うことのできない遺産の一定割合の留保分のことをいいます。亡くなった方(被相続人)は、自身の財産の行方を遺言により自由に定めることができず、被相続人の遺族の生活の保障のために一定の制約があります。これが遺留分の制度です。

これは不動産などではなく金銭で支払わないといけない決まりになっています。また請求は相続が発生後、それを知ってから

金銭で支払う必要があり。遺言書を書く場合は遺留分にも配慮しましょう。

数年後Bさんがご逝去されたのち遺言書により相続が行われましたが兄は弟に「遺留分侵害額の請求」を行いますませんでした。Bさんの遺言書に

遺留分は法定相続の二分の一の二分の一すなわち四分の一、1億円の四分の一なので2500万円。これは金銭で支払う必要があり。遺言書を書く場合は遺留分にも配慮しましょう。

初沢町・小比企町 不審者情報相次ぐ 注意を

特殊詐欺

◆3月20日、電話で日本年金機構をかたる者から「年金の還付金がある」などと言われ、相手の指示したとおりにATMを操作し、現金を振り込んだ。片倉町・送金、被害・約120万円

不審者の特徴・男 年齢50歳代、身長175cmくらい、肥満体型、黒色短髪、青色ジャンパー、紺色ジーパン

不審者情報

◆3月27日、7時30分頃、初沢町の駐車場内において、公然わいせつ事件が発生しました。

特徴・男、年齢40〜50歳くらい、やせ型、髪黒色、黒色パーカー、黒色ズボン (八王子市防犯調整メールから転載)

1年です。検討する場合は早めに対応しましょう。

分からないことなどございましたら、月3回の無料相談会などご活用ください。ご予約はお早めに。

今日のクイズ?

私は誰?

- ①1950年4月10日、大阪府に誕生
- ②キャッチコピーは和製リズム・アンド・ブルースの女王
- ③1970年紅白歌合戦初出場
- ④2008年競艇(日本モーターボート競走会)のイメージキャラクターとなる

【訂正とお詫び】4/4掲載、大曲さんの名前が間違っていました。正しくは大曲千恵さんです。訂正お詫びいたします。